

(写)

第5号様式（第8条関係）

家庭的保育事業等認可事項変更届

令和6年1月15日

匝瑳市長 あて

所在地 今泉 485
届出者 名称 一般社団法人 橋花会
複合型児童館 FLOWER CHILDREN
代表者氏名 鈴木あかね

令和5年1月17日付けで認可を受けた下記の事業について、認可事項の変更をしたいため、匝瑳市家庭的保育事業等の認可等に関する要綱第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所名 小規模保育園 FLOWER CHILDREN

2 事業所所在地 今泉 485

3 変更事項

変更をしようとする事項

（変更予定日 令和6年4月1日 ）

・令和5年4月21日付けのこども家庭庁通知を受け、当該事業において3～5歳児についても保育対象とし、受け入れを行うこととする。

※認可定員（6人）は、変更なし。

小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

現行制度の概要

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、例外的に「地域の実情」(※1)として「市町村が特に必要と認めた場合」(※2)には3～5歳を対象としている。

(※1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

(※2) 具体的には、過疎地やへき地など近くに教育・保育施設が無い場合や、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合など

- 国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

令和5年4月21日通知

- 小規模保育事業について、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする。

(※) 具体的には、「市町村が特に必要と認めた場合」を「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」とする(通知改正)

(注) さらに、本特例措置で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討する

地域型保育事業の認可基準について（0～2歳児の受入れ）

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名	0～2歳児 3 : 1 (補助者を置く場合、5 : 2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

地域型保育事業の認可基準について（3歳以上児の受入れ）

小規模保育事業における3歳以上児受入れについて

- 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものについては、小規模保育事業を利用することができる。
- 国家戦略特別区域法により、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域として内閣総理大臣の認定を受けた地域においては、小規模保育事業において満3歳以上児を受け入れることができる。
- 国家戦略特別区域小規模保育事業の認可基準は、特区外の小規模保育事業で満3歳以上児を受け入れる場合とほぼ同じ基準となっている。

＜主な認可基準＞

保育所		小規模保育事業（満3歳以上児受入れの場合）			
		A型	B型	C型	
職員数	3歳児 20：1 4・5歳児 30：1	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	3～5歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）	
資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有 （1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	
設備・面積	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等、屋外遊戯場 いずれも1人当たり3.3㎡	
給食	給食の外部搬入可（全ての市町村において） 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	

※ 屋外遊戯場については、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可。

※ 小規模保育事業については、保育が適正かつ確実に行われ、円滑に集団保育に移行できる環境を整える必要があることから、保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要。なお、国家戦略特別区域小規模保育事業にあっても、連携施設の設定が必要であるが、卒園後の受け皿の役割を担う施設を確保する必要はない。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。